

議第86号

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改め、「（以下」の次に「これらを」を加える。

第15条第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員で、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則その他の規程により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が

18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもののうち、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合は、退職手当を支給する。

第16条第2項中「始期」の次に「（会計年度任用職員にあつては、3歳）」を、「2時間を超えない範囲内」の次に「（会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内）」を加える。

第18条の2の見出し中「再任用職員」を「会計年度任用職員等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第4条、第6条、第6条の3、第7条の2、第12条の2及び第14条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士